

一類感染症患者発生に関する公表基準

参考

当該感染症の基本的情報 (基本方針2(1))		病原体: 潜伏期間: 致死率:	他者への感染経路: 主な感染源: 他者に感染させ得る時期:
(公表する情報)		(公表しない情報)	
感染者情報 (基本方針1)	・居住国 ・年代 ・性別 ・居住している都道府県 ・発症日時	・氏名 ・国籍 ・基礎疾患 ・職業 ・居住している市区町村	個人が特定されないように配慮する。 ・居住国:国籍では一時的な旅行者か居住者がわからないため。 ・基礎疾患:基礎疾患との関係性が判明していないため ・職業:感染源との接触機会が多い等の場合(例:医療従事者)には、公表を検討する。 ・居住している市区町村:市区町村が公表する場合は国も併せて公表する可能性がある。 感染源を明らかにし(感染推定地域および感染源との接触の有無を発信)、国民にリスクを認知してもらう。 ・同行者:状況把握ができていないため公表しない。 ・医療機関名:原則として入院後は、基本的に他者への感染がないため、公表する必要はない。ただし、医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合には、公表を行う場合もある。
感染源との接触歴等 (基本方針2(2))	・感染推定地域:国、都市名 ・滞在日数 ・感染源と思われる接触の有無		
医療機関への受診・入院後の状況 (基本方針1)	・入院した医療機関の都道府県 ・症状と容態 ・治療法	・医療機関名	

補足・留意事項



他者に感染させ得る時期等や公衆衛生上の対策状況による事項

(公表する情報)

(公表しない情報)

感染者の行動歴 (国外)	他者に感染させる可能性がある時期以降の旅程(基本方針2(3)) ■訪問国、滞在日数 ■日本入国(帰国)日、発着地	・訪問理由 ・同行者の有無
感染者の行動歴 (国外・国内)	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合】(基本方針2(3)①) ■公共交通機関に関する情報:飛行機(便名)、船舶(船名)。 ■公衆衛生上実施している対策(例:飛行機の乗客〇人について健康監視実施中)	他者に感染させ得る時期以前の旅程・行動歴 (基本方針2(3))
	【他者に感染させる可能性がある時期以降+感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合】(基本方針2(3)②) ■公共交通機関に関する情報 ・飛行機(便名・座席位置)、船舶(船名、部屋)。 ・電車(駅、路線、時刻)、バス(駅、路線、時刻) ■その他不特定多数と接する場所(例:スーパー名) ■他者に感染させうる行動・接触の有無 (例:おう吐等はなく、他者が体液に暴露される機会はなく、他者への感染のリスクは低い。) ■感染者の感染予防対策の有無 ■公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ(例:〇〇電車に乗車していた人で、発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に問い合わせてください。)	他者に感染させ得る時期以降の渡航旅程は公表する。 ・飛行機(座席位置):発症していたが、検疫に申し出なかった等により、追跡調査が必要になった場合は公表する。